

伊方町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年8月6日(木) 13:30～

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員 ①出席委員 12人

会長	3番	阿部	弘喜
委員	1番	山田	信一
	2番	井上	藤人
	4番	山口	勇一郎
	5番	今泉	博司
	6番	峯本	安彦
	8番	米田	慎一郎
	9番	濱本	虎夫
	10番	山下	美智子
	11番	溜池	庸恭
	12番	松澤	祐耶
	13番	島崎	昭光

②欠席委員 2人

7番	島津	誠
14番	筒井	長衛

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員

第1区	門田	泰藏
第2区	宮本	寛
第3区	山寄	勝司
第6区	松本	良造
第10区	横山	忠文
第11区	田中	浩二
第12区	小田	光晴

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)

日程第4 報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)

日程第5 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について(売買)

- 日程第 6 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（売買）
 日程第 7 議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（売買）
 日程第 8 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（贈与）
 日程第 9 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（贈与）
 日程第 10 議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（贈与）
 日程第 11 議案第 21 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（案）
 の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 菊池 拓也
 専門員 中村 吉裕
 主 事 宮本 聖真

7. 会議の概要

事務局長	それではただ今から、8月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、阿部会長からご挨拶を申し上げます。
阿部会長	（会長あいさつ）
事務局長	ありがとうございました。
事務局長	それでは、議事に入らせていただきます。 議事の進行は、阿部会長にお願いします。
議 長	ただ今から、8月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中12名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、7番・島津委員、14番・筒井委員は、欠席の通告がありましたので、ご報告します。
議 長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。 それでは、9番・濱本委員、10番・山下委員にお願いいたします。
議 長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の、1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 長	(異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日の１日と決定しました。
議 長	日程第３～４号、「報告第２０～２１号 農地法第３条の３第１項の規定による届出（相続）について」一括して報告をお願いします。
事 務 局	それでは、１ページの、報告第２０号をご覧ください。 (報告書説明) 次、２１号をお願いします。 (報告書説明) 以上で相続の報告を終わります。
議 長	ただいま事務局から報告がありましたが、この件について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑がないようですので、次に移ります。
議 長	日程第５～７号、「議案第１５号～１７号 農地法第３条の規定による許可申請（売買）について」一括して事務局から説明をお願いします。 なお、質疑はそれぞれ行います。
事務局	それでは、３ページの、議案第１５号をご覧ください。 ４ページに位置図を載せております。 (議案説明) 売買価格は、〇〇万円で、１０ａ当たり〇〇万〇千円です。 説明は、以上です。よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、事務局の説明に関連して、４番山口委員から報告をお願いします。
４ 番 山口委員	現地調査の結果、既に苗木を植えており、耕作管理出来ていますので、なにも問題はありません。
議 長	はい、ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見のある方は、挙手をお願いします。 (質問・意見なし) よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第１５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手

議 長	をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成です。 よって議案第15号は原案のとおり決定しました。
事 務 局	5ページ、議案第16号をお願いします。 6ページには、位置図を載せております。 (議案説明) 売買価格は〇〇万円で、10a 当たり〇千円です。 (当人同士で決めた価格でして・果樹は何もなし。) 利用計画について、聞取りをしました。が、現地へ実家を壊した木材を再利用して、農業用の小屋を建築する事でした。 申請人は、元船乗りさんで、現状はミカン・すもも、杏などを小規模で耕作されていることでした。 そのため、園地近くに農業用の小屋が必要ということでした。 現地の状況を確認しましたが、コンテナ等の資材がすでに置かれており、所有者さんもこのままの状態でも返されても困ると思いますので、以後の管理は譲受人が行うように事務局としては考えております。 また、令和5年度に下限面積の撤廃後、農地を取得する際に3反以上所有していなければならない。 あとは、相続以外、勤め人の場合は、農地を所有することが出来ないなど、規制が厳しかったのですが、改正後は農地の流動化を進めることが目的となっております。 耕作する内容に応じて所有が可能となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、第1区、門田推進委員から報告をお願いします。
第1区 門田推進委員	譲渡人は高齢で町外に住んでいます。 地元の方に管理して頂きたいのは分かります。 現地は、生産力の低い農地です。売買で所有権移転を行い、農業用の小屋として、活用する計画と聞いていますので、直ちに地域の調和を乱すものではないと考えます。
議 長	続いて、1番・山田委員さんからお願いします。
1 番 山田委員	門田推進委員の説明のとおりです。

(つづき) 〃	一応、農業用の小屋ということなので、認めようと思います。 ただ、周囲は優良農地でありますので、地域との調和について、見守りたいと思います。
議 長	どうもありがとうございます。 今後も地域との調和について、見守りをお願いします。 その他、発言のある方は、挙手をお願いします。 (質問・意見なし) よろしいですか、それでは採決致します。議案第16号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。
事 務 局	7ページ、議案第17号をお願いします。 8ページに位置図を載せております。 それでは、議案を説明いたします。 (議案説明) 売買価格は〇〇万円で、10a 当たり〇〇万円です。 この方は、自宅から近い遊休農地を伐採して、既に更地にしており、無理のない自営の範囲だと考えております。 以上で、説明を終わります。
議 長	第1区、門田推進委員から報告をお願いします。
第1区 門田推進委員	面積も小さく、自営できる範囲です。問題ないと思います。
議 長	1番、山田委員をお願いします。
1番 山田委員	門田推進委員の報告のとおりです。特に補足はありません。
議 長	ありがとうございました。この説明について、発言のある方の挙手をお願いします。 (質疑・意見なし) よろしいですか、それでは、採決致します。議案第17号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員賛成) 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

議 長	日程第 8～10 号 議案第 18 号～20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（贈与）について」一括して議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	9 ページ、議案第 18 号をご覧ください。 10 ページに位置図を載せております。 場所は、川永田東線の道路沿いにあります。クーラーも完備されており、園地の整理もされております。 （議案説明） お父さんは〇〇さんで、娘の〇〇さんが、夫婦で後をつぐことを決めて、新規就農されるそうです。 旦那さんも勤め人を辞めて一緒に来ています。 収穫の手伝いは、旦那さんも当初からしているそうです。 また、繁忙期には、妹も一緒に手伝っているそうです。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただ今の説明について、第 3 区・山寄推進委員から報告をお願いします。
第 3 区 山寄推進委員	事務局の説明のとおりです。地域営農に問題はありません。
議 長	私の方からも、特に補足はございません。 まじめに営農、されております。 それでは、ただ今の説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。 （質疑・意見なし） よろしいですか、それでは採決します。議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 18 号は原案のとおり決定しました。
事 務 局	11 ページの議案第 19 号をご覧ください。 12・13 ページは遊休農地です。 親の代から使用貸借で耕作している農地は、14 ページの二筆になります。 今回は、名義変更された娘さんから、あっせんの依頼を受けてすべて農地を贈与するものです。 （議案説明） 遊休農地を含めて〇〇果樹園さんに無償で所有権移転を行う事とな

(つづき)	り、経費については、〇〇果樹園さんが負担することとなりました。 説明は以上です。
議 長	この件に関して、第 1 区、門田推進委員から報告をお願いします。
第 1 区 門田推進委員	今回は、使用貸借で耕作されていた農地を贈与で、所有権移転します。 後の手続きについても話ができているので、特に問題ありません。
議 長	つづいて、1 番、山田委員からお願いします。
1 番 山田委員	門田推進委員の説明のとおりです。引き続き耕作されますので、問題は ありません。
議 長	ただ今の説明について、ご意見がある方は挙手をお願いします。 (質疑・意見なし) よろしいですか、それでは、採決致します。議案第 19 号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 19 号は原案のとおり決定しました。
事 務 局	15 ページ、議案第 20 号をお願いします。 16 ページ・17 ページに位置図を載せております。 (議案説明) こちら、先程の件と同じで、親の代から相続で名義が変りました。 これを機に、贈与による所有権移転を行う事になりました。 説明は以上です。
議 長	この件に関して、第 10 区、田中推進委員から報告をお願いします。
第 10 区 田中推進委員	現在も適切に耕作されており、耕作者自身の名義になりますので、 地域営農になんら問題ありません。
議 長	つづいて、11 番、溜池委員からお願いします。
11 番 溜池委員	田中推進委員の報告のとおりです。補足はありません。 ご審議をお願いします。

議 長	ただ今の説明について、ご意見がある方は挙手をお願いします。 (質疑・意見なし) よろしいですか、それでは、採決致します。議案第20号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり決定しました。
議 長	日程第11、「議案第21号、農地中間管理事業による農用地利用集積 等促進計画(案)の決定について」を議題と致します。 事務局の説明を求めます。
事 務 局	18ページの議案第21号をご覧ください。 議案は、伊方町長より7月17日付けで、農用地利用集積計画の決定 を求められています。 利用権の設定する計画が2件で、2筆、面積は合計2,055㎡です。 (議案説明) 以上で説明を終わります。
議 長	ただ今の、事務局の説明について、質疑のある方は、挙手をお願いし ます。 (質疑があれば、事務局が対応) よろしいですか、それでは採決致します。 議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙 手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、本日の議案は終わりました。 その他に移ります。 なんでも結構です。質問がある方はどうぞ。 (ある場合は、事務局で対応) 事務局からありませんか。
事 務 局	・熱中症のマニュアル 夏季限定 2人1組 ・9月7日 年1回、午後から大洲で県の主催する研修会があります ので、総会と同日に行いたいと思います。 準備の都合がありますので、また連絡をお願いします。 ・川之浜地区のあっせんについて (島津委員・西川推進委員へ依頼) ・農業委員・推進委員さんの活動保険(宮本)

議 長

他にないようですので、次回の農業委員会総会の日程を決めたいと思います。

事務局では、9月7日、月曜日、11時30分から総会を行い、午後から県の主催する委員研修会としているようですが、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、伊方町農業委員会8月定例総会を閉会いたします。

8. 閉会

(閉会時間 14 : 10)